

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコアク ション21		
1	千代田区	環境安全部 環境・温暖化対策課 03-5211-4256 kankyoun-danka@city.chiyoda.lg.jp	千代田区地球温暖化対策新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成金交付	平成21年4月1日～	¥51,000,000	平成22年4月1日～平成23年3月25日	区民 区内事業者	●		●		<ul style="list-style-type: none"> 【太陽光発電システム】15万円/kW（100万円） 【太陽熱温水器】9千円/㎡（上限20万円） 【ソーラーシステム】1.65万円/㎡（100万円） 【エコキュート、エコウィル、ジェネライト】機器費用5%（上限10万円） 【エコジョーズ】機器費用10%（上限2.5万円） 【エネファーム】機器費用20%（上限50万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 区分所有者全員の共有に属する場合は、管理者又は管理組合法人が申請者であること。 自らの所有でない建物に導入する場合は、所有者の承諾を得ていること。 導入する機器等については、区の他の助成を受けていないこと。 導入する機器等は、未使用のものであること。 区内の建物に既に設置された機器等ではないこと。 住民税や固定資産税を滞納していないこと。 高効率給湯器を導入する場合は、既設の取替えて、自ら使用すること。 燃料電池システムを導入する場合は、自ら使用するものであること。 省エネルギー診断後の設備改修については、東京都などが実施する省エネ診断結果の指摘事項に基づく設備改修であること。
		区民生活部 区民生活課 03-5211-4344 kuminseikatsu@city.chiyoda.lg.jp	商工融資あっせん事業 地球温暖化・環境対策特別資金	平成21年4月1日～	—	随時募集	区内中小企業者	●		●	●	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度利子補給率： 代表者が区民1.8%（本人負担利率0.4%） 代表者が区民以外0.7%（本人負担利率1.5%） 信用保証料補助： 代表者が区民の事業所のみ全額補助 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は区内に本店を、個人の場合は区内に主たる事業所を有する。 区内で引き続き1年以上事業を営んでいる。 最近1年間に納付すべき事業税・住民税を完納している。 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる。 資金用途によっては、千代田区の助成金等支給者に限る場合あり。

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコアク ション21		
2	港区	環境課 地球環境係 03-3578- 2111 (内線：2496～ 2498)	業務用太陽光発電システム設置費助成制度	平成17年4月～	¥5,000,000	平成22年4月1日～	区内中小企業者	●				設置対象経費総額の1/4相当額 (上限100万円)	<ul style="list-style-type: none"> 区内に事業所を有する中小企業者（個人事業者を含む）で、当該事業所に機器を購入し、使用しようとするもの。 太陽光発電システム（未使用品に限る）を設置し、自ら電力会社と電力供給契約を締結する事業者。 3月20日までに、設置工事が完了し、環境課に完了報告書の提出ができる事業者。
			高効率空調機器設置費助成	平成20年4月～	¥5,000,000	平成22年4月1日～	区内中小企業者			●		設置経費の1/4相当額 (上限50万円)	<ul style="list-style-type: none"> 区内に事業所を有する中小企業者（中小企業者基本法第2条に規定するもの）で、既存の空調機器を、助成対象となる高効率空調機器に入れ替える方。 3月20日までに、入替工事を完了し、完了報告書を提出できる方。 事業用途に供する部分において使用するもの。 「エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示285号）」3で定める方法により測定したエネルギー効率等が、同告示1の第1表～第3表において定める数値を下回らないもの。 既存の空調機器からの入替であること。
		産業振興課 経営相談担当 03-3578- 2111 (内線：2560、 2561)	環境対策融資 (新エネルギー機器等)	平成22年4月～	利子補給額 ¥5,915,000 信用保証料額 ¥2,640,000	随時募集	区内中小企業者	●			●	2,000万円以内 (他の対策項目と一括)	<ul style="list-style-type: none"> 環境・街づくり支援部環境課・各総合支所地区活動推進課との事前協議が必要。 東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に該当する車両、建設機械、その他の設備機器の購入、ディーゼル車への粒子状物質減少装置の装着、公害防止設備工事等に適用（営業用でも乗用車は対象外）。 太陽光発電システム・高効率空調機器設置費用（環境課からの助成金を除いた設置費用）。

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコアク ション21		
3	新宿区	環境清掃部 環境対策課 03-5273-4267 kankyo@city.shinjuku.lg.jp	平成22年度新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度	平成22年4月～	¥4,500,000	平成22年10月1日～平成23年3月15日	区内中小企業 中小企業等協同組合など	●				14万円/kW (上限90万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・導入する機器が未使用であること。 ・すでに当制度による同一機器の補助を受けていないこと。 ・都の法人（又は個人）事業税を滞納していないこと。 ・平成23年3月18日（金）までに完了報告書を提出できる者。
			ISO14001等EMS認証取得費補助制度	平成19年4月～	¥2,000,000	随時募集	区内に事業所を有する法人 団体				●	補助対象経費の1/2以内 (上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月31日までに区内の事業所を適用範囲として環境マネジメントシステム規格（ISO14001、エコアクション21など）の認証を取得する予定の団体。 ・環境マネジメントシステム規格の認証を新たに取得する場合、又は適用範囲を拡大する場合の審査・登録費用が対象。
4	文京区	経済課産業振興係 03-5803-1173 b201000@city.bunkyo.lg.jp	地球温暖化等環境対策資金	平成21年4月～	2件程度	随時募集	区内中小企業者	●	●	●		融資あっせん限度額 1,500万円以内 (代表者が区民の場合 1,800万円以内) 区利子補給1.9% 本人負担利率0.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止対策を目的として行う、区内の工場、事業場の改修（機械器具類の購入及び修理を含む）に必要なとするもの。 ・アイドリングストップやエコドライブに必要な装置の購入。 ・新エネルギー設備の設置。 ・省エネ装置の設置。

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコアク ション21		
5	台東区	環境清掃部 環境課 普及啓発担当 03-5246-1281 kankyou@city.tai to.tokyo.jp	中小規模事業所省エネルギー 機器導入助成制度事業	平成22年7月～	¥5,000,000	予算がなくなり次第終了	区内中小企業者	●		●		機器導入費用の20% (上限100万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が区内にあり、当該事業所において引き続き1年以上事業を営んでいること。 ・年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kL未満で、区内中小企業向け省エネ促進税制の指定機器または、省エネ診断で一定のCO2削減効果があると認められた機器を導入すること。 ・所得税もしくは法人税、事業税の納付を完了していること。
		文化産業観光部 産業振興課 融資・相談担当 03-5246-1135 環境清掃部 環境課 普及啓発担当 03-5246-1281 kankyou@city.tai to.tokyo.jp	環境改善資金	平成18年4月～	¥3,588,000	随時募集	区内中小企業者	●			●	融資限度額1,500万円	<ul style="list-style-type: none"> ・長期事業資金対象者(※)のうち、次のいずれかに該当し、台東区環境課の認定を受けた方。 ・事務所や店舗などの太陽光発電システム機器の設置を行うために資金を要する方。 ・ISO14001やエコアクション21の取得など環境マネジメントシステム導入のために資金を要する方。 <p>※長期事業資金対象者とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内に主たる事業所(法人は営業の本拠かつ本店登記)を有すること。 ・区内で1年以上、同一場所で同一事業を営んでおり、今後も区内で営業を続けること。 ・信用保証協会の対象事業であること。 ・所得税(法人税)および事業税を完納していること。
		文化産業観光部 産業振興課 企業・人材育成担当 03-5246-1135	エコアクション21等取得支援事業	平成21年4月～	¥915,000	予算がなくなり次第終了	区内中小企業者					●	<p>【エコアクション21】 審査量及び認証・登録料のうち1/2を補助(上限20万円)</p> <p>【ISO9001・ISO14001】 審査料及び認証・登録料のうち1/2を補助(上限50万円)</p>

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコア クション21		
6	中央区	環境部環境保全課 計画推進係 03-3546- 5406	事業所用自然エネルギー及び 省エネルギー機器等導入費助 成	平成21年4月1日～	¥22,026,000	平成22年4月1日 ～平成23年3月31日	区内中小企業者	●		●		【太陽光発電システム】 10万/kW（上限100 万） 【省エネルギー機器等】 導入費の20%（上限20 万） ※中央区版二酸化炭素排 出抑制システム事業所用 の認証を受けている場合 には、助成額が優遇され る。	・機器等を導入する前に申請 すること。 ・中央区版二酸化炭素排出抑 制システムの認証を受けた家 庭や事業所に対しては、助成 額を優遇する。 ・太陽光発電システム等の自 然エネルギー機器と高効率給 湯器等の省エネルギー機器を 同時に導入する場合には、助 成額を優遇する。
			住宅用自然エネルギー及び省 エネルギー機器等導入費助成				区民	●		【太陽光発電システム】 10万/kW（上限 住宅35 万 共同住宅100万） 【ソーラーシステムA】 16,500円/m2（上限 15万） 【ソーラーシステムB】 33,000円/m2（上限 15万） 【太陽熱温水器】 9,000円/m2（上限3 万） ※中央区版二酸化炭素排 出抑制システム家庭用の 認証を受けている場合に は、助成額が優遇され る。			
7	墨田区	環境保全課 03-5608- 6207 KANKYOU@city. sumida.lg.jp	環境経営認証取得費助成金制 度	平成20年7月～	¥850,000	平成22年4月1日 ～平成23年3月31日	区内に建物を所有 する中小企業法に 定める中小企業 中小企業等協同組 合法に定める中小 企業等協同組合				●	助成対象経費の1/2で、 5万円を上限（1,000円 未満は切り捨て） 助成を受けられる回数 は、1助成対象者につき 1回限り	・申請は環境経営認証を取得 した日から3ヶ月以内とす る。 ・エコアクション21、グ リーン経営認証、エコステ ージ、グリーンプリンティング など。

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコア クション21		
8	江東区	経済課 融資相談係 03-3647- 2331	環境保全対策資金融資	昭和46年～ 平成13年3月31日 (公害防止資金) 平成13年4月1日～ (現名称へ変更)	¥8,034,000	随時募集	区内中小企業者	●	●	●	●	【信用保証料補助】 融資額1,250万円以内の うち、当該融資に係る信 用保証料相当分 ※利子補助は、アスベ ストについてのみ	・引き続き1年以上事業を営ん でいる中小企業者で、江東区 内に事業所がある方 (本店または主たる事業所が 区外でも、改善対象の事業所 が区内にあれば可)。 ・区内事業所において、資金 の目的が下記のいずれかに該 当し、事前に環境保全課もし しくは温暖化対策課の認定を受 けた方。 ①公害の発生防止②アスベ スト飛散防止③自動車の低公 害化④自然エネルギー等の利 用⑤雨水の利用⑥省エネル ギーの推進⑦ISO14001 の取得 ・確定申告をしており、それ に伴う所得税(法人にあって は法人税)を完納している方 (非課税の方も可)。 ・納期の到来している特別区 民税・都民税(法人にあって は法人税)を完納してい る方(非課税の方も可)。 ・東京信用保証協会の保証対 象業種を営む方。 ・許認可が必要な業種を営ん でいる方は、その許認可を受 けていること。
9	品川区	ものづくり経営支 援課経営支援係 03-5498- 6334	環境対策資金	—	¥684,000,000	随時募集	区内中小企業者	●	●	●	●	上限1500万円	・資金使途は環境対策のため の施設改善。 ・品川区内に本社所在地また は事業所を有し、引き続き1 年以上同一事業を営んでいる こと(法人の場合)。 ・品川区内に住所または事業 所を有し、引き続き1年以上 同一事業を営んでいること (個人の場合)。 ・東京信用保証協会の保証対 象業種を営んでいること。 ・許認可が必要な業種の場合、 その許認可を受けている こと。 ・法人事業税、法人住民税を 滞納していないこと。
10	目黒区	産業経済課 (経済・融資係) 03-5722- 9879	工業近代化資金融資	平成3年4月1日～ (随時要件等改正あり)	¥45,853,000 (利子補給金、 預託金)	随時募集 (ただし、低公害車への買 い替えは、平成23年3月 31日まで)	区内中小企業者	●	●	●		●	運転・設備3,000万円以 内の融資あっせん(1組 合1億円以内)(年度内) を行い、利子補給金を補 助(区補助率2.1～ 1.2%) ・運転資金は、製造業等に属 する中小企業の新技術・新製 品の研究開発又は企業化につ いてのみ。 ・設備資金は、製造業の経営 合理化・技術開発促進・公害 防止、低公害車の買換え又は アスベスト除去等が対象。
		産業経済課 (中小企業振興係) 03-3711- 1134	国際規格(ISO)取得支援事業	平成22年4月～	¥3,200,000 (4社)	随時募集	区内製造業者 (ものづくり産業 も含む)					●	ISO9000及び ISO14000シリーズを 取得する際の補助金 補助率2/3 限度額80万円 ・審査登録機関に支払う審査 費用。 ・コンサルタントに支払う費 用。 ・内部監査員養成のための研 修費用。

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコア クション21		
11	世田谷区	産業政策部 商業課 03-3411-6652 SEAO1004@mb.city.setagaya.tokyo.jp	省エネルギー対策資金 (融資あっせん制度)	平成19年4月～	¥82,000	随時募集	区内中小企業者	●				融資あっせん限度額 2,000万円 利子補給利率1.7% (名目利率2.2%、事業者負担利率0.5%)	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の購入設置費用・ハイブリッド車の購入・買い替え費用のいずれかのための資金。 ・世田谷区内に住所または主たる事業所(法人の場合は法人登記所在地)があり、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ・東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 ・申し込みの日までに申告・納付すべき特別区(市区町村)民税と個人事業税(法人は法人民税・法人事業税)を完納していること。 ・営業上必要な許認可等を取済みであること。
12	中野区	産業振興分野 経営革新支援担当 03-3228-5518	中野区産業経済融資あっ旋 「環境にやさしい設備資金」	平成20年4月～	—	随時募集	区内中小企業者等	●				【設備資金】 上限1,000万円 本人負担利率 年利0.5% 区負担利率 年利1.5% 償還期間 7年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区内に営業の本拠を有し、引き続き1年以上同一場所ですべて事業を営んでいること。 ・法人の場合は、中野区内に本店登記及び営業活動の実態があること。個人の場合は、中野区内に主たる事業所があること、または中野区に住民登録があること。 ・主たる事業内容がICT・コンテンツ関連業の事業者については、中野区内での事業実績が1年未満であっても利用可能。 ・確定申告をしており、融資あっ旋の申込みをする日までに納付すべき住民税等を完納していること。 ・資金使途が明確かつ適正であること。 ・東京信用保証協会の保証対象業種に該当すること。 ・中小企業信用保険法に定める法人もしくは個人事業者であること。など
			中野区産業経済融資あっ旋 「環境にやさしい設備資金」	平成20年4月～	—	随時募集	区内中小企業者等	●				【設備資金】 上限1,000万円 本人負担利率 年利0.5% 区負担利率 年利1.5% 償還期間 7年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区内に営業の本拠を有し、引き続き1年以上同一場所ですべて事業を営んでいること。 ・法人の場合は、中野区内に本店登記及び営業活動の実態があること。個人の場合は、中野区内に主たる事業所があること、または中野区に住民登録があること。 ・主たる事業内容がICT・コンテンツ関連業の事業者については、中野区内での事業実績が1年未満であっても利用可能。 ・確定申告をしており、融資あっ旋の申込みをする日までに納付すべき住民税等を完納していること。 ・資金使途が明確かつ適正であること。 ・東京信用保証協会の保証対象業種に該当すること。 ・中小企業信用保険法に定める法人もしくは個人事業者であること。など

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコア クション21		
13	杉並区	産業振興課 産業支援相談係 03-3312-2111	杉並区産業融資資金 (経営活性化融資資金)	平成10年6月～	—	随時募集	区内中小企業者	●	●	●	●	1,500万円 (運転資金は500万円以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区内に主たる事業所（法人は本店登記）を有し、区内で同一事業を引き続き1年以上（売上発生から1年以上）営んでいる方。 ・申込をする日までに納付すべき住民税（区市町村民税と都道府県民税）及び事業税を完納している方。 ・東京信用保証協会の保証対象業種を営み、許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方。 ・現在、杉並区産業融資資金で同一の融資を受けていない方。 ・個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方。
14	豊島区	文化商工部 生活産業課 商工係 03-5992-7089 A0029099@city.toshima.lg.jp	豊島区中小商工業融資資金	昭和28年～	—	随時募集	区内中小企業者	●	●	●		【設備資金】上限3,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区に主たる事業所（本拠）があり、引き続き1年以上豊島区で同一事業を営んでいること。法人の場合は、本店登記地も引き続き1年以上豊島区にあること。 ・個人事業主の場合は本人、法人の場合は代表者が、納期到来分までの住民税・事業税を完納していること。 ・東京信用保証協会の保証対象業種であること。 ・許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けていること。 ・個人事業主の場合は、前年の収入金額の1/2を超える部分が当該事業によるものであること。
		文化商工部 生活産業課 商工係 03-5992-7089 A0029099@city.toshima.lg.jp	環境対策利子補給	平成21年～	¥2,000,000	随時募集	区内中小企業者	●	●	●	●	利子補給を行う期間： 60ヶ月 利子補給を行う融資限度額：1,000万円 利子補給率：2%を限度	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者。 ・株式会社日本政策金融公庫国民生活事業から環境・エネルギー対策資金の融資を受けた方。 ・現に株式会社日本政策金融公庫国民生活事業に環境・エネルギー対策資金の利子の支払いを行った方。 ・平成21年4月1日以降の融資実行分であること。 ・1年以上前から豊島区内に主たる事業所を有する方。法人の場合は、本店登記も1年以上前から豊島区内におく方。 ・代表者又は事業主の住民税を滞納していない方。 ・法人住民税及び法人事業税又は個人事業税を滞納していない方。

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコア クション21		
15	北区	生活環境部 環境課 環境政策係 03-3908-8603 kankyo-ka@city.kita.lg.jp	新エネルギー及び省エネ ギー機器等導入助成	平成20年度～	¥32,500,000	平成22年4月 ～平成23年3月	区民 区内中小企業者 個人事業者 中小企業等協同組 合 学校法人などの公 益法人	●		●		<p>【事業所】 太陽光発電システム：最 大出力4万円/kW（限度 額8万円）～8万円/kW （限度額15万円） 太陽熱：有効集熱面積5 万円/㎡（限度額15万 円） その他：省エネタイプの 給湯器等 【中小企業者・学校法人 などの公益法人等】 太陽光発電システム・ CO2冷媒ヒートポンプ給 湯器、潜熱回収型給湯 器、ガス発電給湯器、省 エネルギー型小規模燃焼 機器：設置経費の20% 以内（上限100万円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区内に事業所を有する又は 有する予定の方の場合は、そ の事業所に助成対象機器等を 自ら使用する目的で設置 又は施工する方。 区内の建築物における区分 所有者の団体の管理者の場合 は、その建築物の共有部分に 助成対象機器等を 自ら使用する目的 で設置 又は施工する方。 法人住民税（個人事業税） を滞納していないこと。 導入しようとする機器等 が、未使用のものであるこ と。 同一年度内にこの要綱に基 づく同じ種類の助成を受けて いないこと。 建築物の販売等による利益 を目的としていないこと。 平成23年3月18日（金） までに、工事完了報告書を提 出できること。
		地域振興部 産業振興課 経営支援係 03-5390-1237	北区中小企業融資あっせん	昭和49年～	—	随時募集	区内中小企業者				●	<p>【一般事業資金・特別融 資事業資金】 限度額1000万円 信用 保証料補助 平均的保証料の1/2 利子補助 年利2.1%の うち(0.5%) 【小口零細企業資金】 限度額1250万円 信用 保証料補助 平均的保証料の1/2 利子補助 年利2.0%の うち(0.5%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所（法人は本店登 記）を有し、原則として1年 以上同一場所で同一事業を営 む中小企業者。 前年度の特別区民税・都民 税（法人の場合は前期の法人 都民税）を完納しているこ と。 東京信用保証協会の保証対 象であること。 適切な事業計画と確実な資 金計画があること。 特別融資は、取扱金融機関 の貸付対象であること。
		産業振興部 産業振興課 商工係 03-5390-1235	エコアクション21認証取得 支援事業	平成21年度～	¥3,000,000	随時募集	区内中小企業者					●	<p>認証取得のための審査に 要した経費、認証登録経 費（申請料・登録証発行 料）の1/2 （限度額10万円）</p>
16	板橋区	資源環境部 環境保全課 環境都市推進係 03-3579-2596 s-kankyo@city.itabashi.to kyo.jp	①環境マネジメントシステム 支援マニュアル発行 ②環境マネジメントセミナー 講習会開催	平成11年度～	①年1回発行 ②年1～3回開催	①— ②開催日の1ヶ月程前から 募集開始	区内事業者				●	—	—

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコア クション21		
17	足立区	温暖化対策課 環境計画係 03-3380- 5935 ondan@city.adachi.tokyo.jp	足立区公益的施設用太陽光発電システム設置費補助金	平成20～22年度の3年間	¥10,500,000	随時募集	・町会、自治会館 ・高齢者、障害者施設、私立保育園（民設民営に限る） ・私立幼稚園	●				助成対象経費の1/2（上限350万円）	・区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている施設に太陽光発電システムを設置しようとする事業主。 ・電力会社と電力供給契約を完了できること。
		中小企業支援課 経営支援係 03-3870- 8400 kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp	足立区中小企業融資	【一般事業資金】 平成18年4月～ 【小口零細資金】 平成19年10月～	【一般事業資金】 上限 ¥30,000,000 【小口零細資金】 上限 ¥12,500,000	随時募集	区内中小企業	●		●		【一般事業資金】 信用保証料補助金（上限10万円） 【小口零細資金】 3年間利子補給（貸付利率の1/2、上限1.2%） 信用保証料補助金（上限10万円）	・1年以上継続して事業を営む中小企業者であること。 ・足立区内に1年以上住所（法人は本店または支店登記）を有すること。 ・信用保証協会の保証対象業種（遊興娯楽業、仲介業、風俗業、質屋業、金融業、鉱業、農林業以外）を営み、営業に関し必要な許認可を受けていること。 ・区民税（法人都民税）その他租税の未申告・滞納がないこと。
			足立区経営革新支援助成金交付 【ISO 認証取得】 【エコアクション21 認証取得】	【ISO14001認証取得】 平成13年～ 【エコアクション21 認証取得】 平成19年～	【ISO14001 認証取得】 新規15社 重複12社 【エコアクション21 認証取得】 25社	随時募集	区内中小企業				●		【ISO14001 認証取得】 経費の1/2（限度額50万円） 【エコアクション21 認証取得】 助成対象経費の1/2（限度額10万円）

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコア クション21		
18	葛飾区	環境課 温暖化対策担当係 03-5654-8228 060400@city.ka tsushika.lg.jp	平成22年度省エネ設備・機器 整備費助成金交付	平成21年4月～	¥3,000,000	平成22年4月1日 ～平成23年3月15日	区内中小企業	●		●		1台につき設置・改修費 1/4 (上限100万円)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月31日までに設置完了報告書兼助成金交付申請書を提出できる方。 区内中小事業者で、重油等を使用したボイラーから、都市ガス等クリーンエネルギーを使用したボイラーもしくは、よりCO2削減効果のある省エネ設備・機器を導入・改修して使用する方。 前年度(21年度)の特別区民税・都民税(法人の場合は法人住民税)を滞納していないこと。 対象設備・機器について、区の他の助成制度を受けていないこと。(「住宅対象」の助成制度を受けた場合等は、対象にならない。)
			エコアクション21 認証取得費 助成金交付	平成18年～	¥1,280,000	随時募集	区内中小企業 中小企業等協同組合				●	助成金額=(審査料+認証・登録料)÷認証取得申請事業所総数×区内事業所数×補助率(1/2) (上限8万円)	<ul style="list-style-type: none"> 区内に所有する事業所についてエコアクション21認証を新規に取得するために要した審査費用(交通費、宿泊費を除く)及び認証・登録費用。更新登録費用は対象外。
		環境課庶務係 03-5654-8227 060400@city.ka tsushika.lg.jp	太陽光発電システム設置助成 金交付	平成10年～	¥5,000,000	平成22年4月1日 ～平成23年3月31日	区内中小企業 中小企業等協同組合	●				6万円/1kWに、太陽電池の最大出力を乗じた額。(上限60万円)	<ul style="list-style-type: none"> 新品の太陽光発電設備で、設置前に申込みされたもの。 住宅の上屋等に設置する機器で、太陽電池の最大出力合計が3kW以上10kW未満のもの。 建築基準法その他の法令等に適合するものであること。 (財)電気安全環境研究所(JET)または国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの。
			ソーラーエネルギーシステム 設備資金融資あっせん	平成10年～	¥1,900,000	随時募集	法人 個人事業者	●				上限500万円	<ul style="list-style-type: none"> 資本の額もしくは出資の総額が3億円(卸売業は1億円、小売業・サービス業にあっては、5千万円)以下の法人または常時使用する従業員の数が300人(卸売業・サービス業は100人、小売業にあっては50人)以下の法人もしくは個人事業者であること。 東京都23区に住所(法人にあっては本店等営業の本拠)があること。 事業活動を行う事業所が区内にあること。 引き続き1年以上区内の同一場所で、同一事業を営んでいること。 最近1年間に納付すべき特別区民税もしくは市町村民税(法人にあっては法人住民税)を完納していること。 最近1年間に納付すべき法人事業税が100万円未満であること。 すでにこの融資で、最高金額の融資を受けている場合は、その全額を返済していること。 信用保証協会の保証対象業種であること。
			風力発電設備資金融資あっ せん	平成10年～		随時募集	法人 個人事業者		●			上限500万円	

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコアクション21		
19	立川市	環境対策課 温暖化対策担当 042-523-2111 (内線2244)	中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金	平成22年9月25日～	¥15,000,000	随時募集	市内中小企業者			●		補助対象経費(設計費・設備改修費)の1/2以内(上限200万円)	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー診断を受けていること。 平成23年2月末までに改修工事を完了すること。 過去1年間のエネルギー使用量、料金に関するデータを把握し、省エネ改修後にCO2排出量削減効果の報告を2年間行うことなど。
		産業振興課 商工振興係 042-523-2111 (内線2644、2645)	環境配慮型事業者支援資金	平成21年6月～	—	随時募集	市内中小企業者	●		●	●	限度額 1,500 万円 利率 年利0.4% (表面金利1.975%の内、1.575%を立川市で補助)	<ul style="list-style-type: none"> 立川市中小企業事業資金融資あっせん制度の基本要件を満たしていること。 環境に配慮した事業を行う事業者で、環境対策にかかる計画が適当であると市が認める者。
20	武蔵野市	環境生活部 環境政策課 0422-60-1841	武蔵野市環境改善整備資金借入金利子補給制度	平成21年度～	¥400,000	随時募集(工事着手前)	市内中小事業者	●		●		800万円以内の借入金に対する利子の補給	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断を受けた事業所に限る。
		sec-kankyouno@city.musashino.lg.jp	武蔵野市グリーンパートナーエコアクション21登録助成事業	平成17年度～	¥100,000	随時募集(登録年度内)	市内で事業活動を営む事業者				●	新規登録料の1/2(上限50,000円) 新規登録に係る審査料(上限50,000円) 新規登録に係る指導助言料(上限30,000円)	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵野市グリーンパートナー登録のある事業者に限る。
21	昭島市	産業活性化室 産業振興係 042-544-5111 (内線2282) sangyokasseika@city.akishima.lg.jp	環境・新技術等開発事業補助制度	平成11年4月～	¥200,000	随時募集	市内中小企業者	●	●	●		上限20万円	<ul style="list-style-type: none"> 昭島市の区域内に1年以上住所を有する個人、または昭島市の区域内に1年以上主たる事務所を有する会社である。 昭島市または昭島市等の区域内に店舗・工場・事業所・事務所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 東京都中小企業制度融資要綱に定める産力強化融資(チャレンジ)を受けた方。
22	調布市	生活文化スポーツ部 産業振興課 042-481-7183 keizai@w2.city.hofu.tokyo	調布市中小企業事業資金融資あっせん制度(普通融資資金)	昭和45年度～	(運転資金) ¥10,000,000 (設備資金) ¥12,000,000 (運転・設備併用資金) ¥12,000,000	随時募集	市内中小企業者	●	●	●		<ul style="list-style-type: none"> 融資利率(長期プライムレート利率+0.2%)の1/2を補助 信用保証料の一部を補助 	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に引き続き1年以上住所(登記簿謄本上の本店所在地)を有していること。 都内に事業所を有すること。 東京信用保証協会の保証対象業種に属する同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 納期の経過した市税を完納していること。 代表者を連帯保証人としてたてられること。 融資あっせんを受けた資金の償還及び利子の支払いについて十分な支払い能力を有すること。 代表者が都内に住所を有しており、既に納期が経過している市税を完納していること。 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に引き続き1年以上住所を有していること。 都内に事業所を有すること。 東京信用保証協会の保証対象業種に属する同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 納期の経過した市税を完納していること。

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコア クション21		
23	町田市	経済観光部 産業観光課 042-724- 2129	町田市中小企業制度融資 (環境改善整備資金)	平成15年4月～	¥134,720,000	随時募集	市内中小企業者	●				①信用保証料 全額補助 ②約定利率1.8%に対し、補助利率1.8%と定め、利子額を全額補助する。	・市内に1年以上住所(個人の場合は住民登録地、法人の場合は登録上の本店所在地)と事業所(営業の本拠)があること。 ・市内に1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している中小企業者であること。 ・東京都信用保証協会の保証対象業種であること。 ・現にこの融資を受けていないこと(借換えの融資を受ける場合を除く)。 ・許認可等を要する業種については、その許認可等を受けていること(運送業、建設業、飲食業等)。
24	小金井市	経済課 042-387- 9831	小金井市小口事業資金融資 あっせん (特別設備資金)	平成11年7月1日～	¥13,500,000	随時募集	市内中小企業者	●	●	●		上限200万円	・常勤の従業員が30人以下であること。 ・東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証対象業種であること。 ・市税の納税義務者であること。 ・申し込み時点で、納期の到来している市税を完納していること。
25	小平市	市民生活部 産業振興課 商工係 042-346- 9534 sangyoshinko@city.kodaira.lg.jp	小口事業資金融資あっせん制度 (設備資金)	昭和37年～	【あっせん限度額】 ¥800,000,000	随時募集	市民事業者	●	●	●		上限1000万円の融資あっせん 利率の50%、信用保証料の一部を補助	・市内に引き続き1年以上住所を有していること、市内に主たる事務所を有していること。 ・市民税が課税されていて、既に納期の経過した市税を完納していること。 ・常勤の従業員数が商業・サービス業は10人以下(小口零細企業資金については5人以下)、その他の業種は20人以下であること。 ・市内又は隣接市(立川市、小金井市、東村山市、国分寺市、東大和市、東久留米市、西東京市)に事務所(事業所)を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ・法人及び代表者については、市民税が課税されていて、既に納期の経過した市税を完納していること。 ・代表者が連帯保証人となること。 ・代表者が都内の同一の市区町村に引き続き1年以上住所を有していること。
26	東村山市	市民部 産業振興課 商工振興係 042-393- 5111 (内線2575) sangyoshinko@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp	平成22年度 小口事業資金融資制度	昭和39年～	—	随時募集	中小企業者	●	●	●		700万円(設備資金)	・市内に事業所を有し、かつ市内で同一事業を1年以上経営していること。 ・市議会議員の選挙権を有すること。 ・市税の納税義務者であり、市税を完納していること。 ・事業内容が堅実で、適切な事業計画等があり、返済見込みが確実なこと。

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコアクション21		
27	国立市	都市振興部 産業振興課 商工係 042-576-2111 (内線 345)	国立市中小企業事業資金融資 あっせん制度（設備資金）	昭和53年～	—	随時募集	市内中小企業者 農業者 NPO法人	●	●	●		上限700万円	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢20歳以上(個人) ・市内に引き続き1年以上住所を有している(法人は登記上の本店所在地) ・市内で同一事業を1年以上営んでいる ・市税の納税義務者で滞納をしていない
28	福生市	地域振興課 まちづくり振興係 042-551-1740	平成22年度 中小企業振興資 金融資制度（設備資金）	昭和46年4月～	¥21,600,000	随時募集	市内中小企業	●	●	●		利子補給金（年1.15%の 利子補給）及び信用保証 協会保証料 （保証料の1/2以内の負 担）上限1200万円	<ul style="list-style-type: none"> ・個人にあっては住所又は事業所を、会社にあつては事業所を市内に有し、かつ、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者であること。 ・市税（区市町村民税及び固定資産税に限る）が年額3,000円以上の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。 ・東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を有すること。
			平成22年度 小口零細企業資 金融資制度（設備資金）	平成20年4月～			市内小口零細企業	●	●	●			
29	清瀬市	市民生活部 産業振興課 産業振興係 042-492-5111 (内線243) sangyo@city.kiyose.lg.jp	清瀬市小口事業資金融資制度	昭和47年度～	¥7,500,000	随時募集	市内中小企業者	●	●			上限1,500万円（年利 2.25%そのうち0.9%分 を市が補給）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年以上居住し、1年以上その事業を続けていること。 ・市長及び市議会議員の選挙権を有すること。又は、外国人登録されている20歳以上の方（法人は除く） ・市・都民税が、年額5,000円以上の納税者であること。 ・申請時において、納期の経過した分の市税を完納していること。 ・払込み資本金が3,000万円以下で従業員が50人以下の個人又は法人であること。
30	武蔵村山市	市民生活部 地域振興課 産業振興グループ 042-565-1111 (内線：222)	小口事業資金融資あっせん制 度（設備資金）	昭和49年4月～	—	随時募集	市内中小企業者	●	●	●		限度額：900万円以下 利 率：2.0% 融資期間：60か月以内 （据置6か月を含む。） 返済方法：毎月元金均等 払	<ul style="list-style-type: none"> 法人：資本金又は出資金が1,000万円以下で、常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業は10人）以下 個人：常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業は10人）以下 ・市内に住所があり、市内で同一事業を1年以上営み、現に事業を継続していること。 ・既に納期の経過した市税を完納していること。 ・事業内容、事業計画及び返済能力が十分であること。 ・この制度の同種の融資金を償還中でないこと。 ・東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会が定める保証対象の所行を営んでいること。

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコア クション21		
31	稲城市	生活環境部 経済課 商工係 042-378- 2111(代表)	稲城市小口事業資金	平成7年～	¥27,433,000 (運転資金・設備 資金・緊急運転資 金・開業資金すべ て)	随時募集	市内中小企業者	●	●	●		設備資金 1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、信用保証機関の定める保証対象業種に属する事業を営んでいる方。 ・稲城市内で継続して1年以上同じ事業を営んでいる方。
32	羽村市	産業環境部 産業活性化推進室 042-555- 1111 (内線656) s206000@city.h amura.tokyo.jp	中小企業環境配慮事業資金融 資制度	平成22年4月～	¥1,000,000	随時募集	市内中小企業者	●		●	●	1/2 (上限15万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に2年以上商業登記のある事業所を持つ法人または市内に2年以上住所及び事業所を持つ個人であって、融資の申込みの日現在、市内において引き続き1年以上同一事業を継続して営んでいること。 ・市税（市民税・固定資産税）の納税義務者で、既に納期の到来した市税を滞納していないこと。 ・東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 ・融資を受ける資金を、羽村市内での事業資金として充当すること。 ・車両等の購入は、事業用であることがわかるように、車体側面に社名・社章等を明示すること。
33	あきる野市	商工観光課 商工振興係 042-558- 1111 (内線2532)	中小企業振興資金（設備資 金）	平成7年9月1日～	¥973,000 (利子補給金)	平成22年4月1日 ～平成23年3月31日	市内中小企業者	●	●	●		上限700万円	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所及び事業所を有し、かつ引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいる中小企業者であること。 ・市税（市民税又は固定資産税）が年額2,000円以上の納税義務者で既に納期の経過した分の市税を完納していること。 ・工業、鉱業、運送業その他の業種（以下に掲げる業種を除く）を営むものにあつては、資本の額又は出資の総額が1,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。 ・小売業、サービス業、卸売業を営むものにあつては、資本の額又は出資の総額が1,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人で、東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証の対象となる業種を営むもの。 ・現に、この制度による融資を受けていないこと。
			小口零細企業保証資金（設備 資金）	平成20年4月1日～		平成22年4月1日 ～平成23年3月31日	市内中小企業者	●	●	●			<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所及び事業所を有し、かつ引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいる中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者であること。法人にあつては、資本の額又は出資の総額が1,000万円以下であること。 ・市税（市民税又は固定資産税）が年額2,000円以上の納税義務者で既に納期の経過した分の市税を完納していること。 ・この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が1,250万円以下であること。 ・現にこの制度による融資を受けていないこと。

都内区市町村における支援策一覧

※各事業の詳細については、担当部署課への連絡、ホームページ等にて十分にご確認ください。

No.	区市町村	担当部署課	事業名称	事業期間	事業規模	募集期間	補助対象	補助対象設備				補助率	要件などの概要
								太陽光	風力	省エネルギー	ISO および エコアク ション21		
34	西東京市	みどり環境部 環境保全課 042-438- 4042 kankyou@city.nis hitokyo.lg.jp	中小企業環境マネジメントシ ステム認証取得支援助成金	平成21年度～	¥790,000	随時募集	中小企業者				●	EA21 認証取得費用の 1/2 (上限15万円)	エコアクション21の認証を 取得した日から1年以内に申 請する。